

## 新型コロナウイルス感染症に対する道の対策について（保健福祉部）

	これまでの取組	今後新たに実施する取組
1. 発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生時対応について、あらかじめ保健所を通じて国への通知に基づく対応を依頼した、医療機関から医療機関へ随時対応。</li> <li>・宿泊施設等に対し症状のある宿泊者等への対応について協力依頼。</li> <li>・新型コロナウイルス検査のため、国立感染症研究所に保健所から検体を送付。</li> <li>・陽性が判明した患者及び接触者に対する行動調査等の実施。</li> <li>・濃厚接触者に対して、患者と最後に接触した日から14日間、健康状態を把握。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定感染症への指定により「感染症指定医療機関」への入院等の新たな診療体制の徹底に向け、必要な情報を医療機関へ通知。</li> <li>・国立感染症研究所から地方衛生研究所に対して試験薬等の配布作業中であり、道立衛生研究所において検査体制を整えているところ。</li> <li>・保健所間の連携体制の強化。</li> </ul>
2. 情報提供等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページによる予防対策等の情報提供</li> <li>・保健所における相談対応</li> <li>・宿泊施設、飲食店、遊技施設等への注意喚起</li> <li>・外国人相談センターへの協力依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページに正確な情報をよりわかりやすく掲載。</li> </ul>